

みやぎきのオーガニック食品拡大調査業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

県産農産物のうち、オーガニック食品として今後、需要拡大が見込まれる品目等のマーケットニーズを把握するため、小売事業者等を対象としたアンケート調査を実施するとともに、県内食品製造事業者等が取り扱うオーガニック食品等の現状を把握し、それらの結果を分析することにより、今後のマーケットインの商品開発・販売につなげる。

2 業務の名称

みやぎきのオーガニック食品拡大調査業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年9月1日(月)まで

4 委託業務の内容

(1) マーケット分析

- ・オーガニック関連加工食品市場の市場成長性や市場構造等を文献や既存調査等を用いて整理し、報告すること。

(2) マーケットニーズ調査

①アンケート調査

ア 調査対象品目

ゆず、かんしょ、にんじん、だいこん、ほうれんそう、米

※その他、本県農産物で有望な品目があれば提案すること

イ 対象者

調査対象品目を取り扱う小売事業者及び仲卸業者等（200事業者程度）

ウ 調査内容

以下(ア)～(オ)を基本とし、その他の内容も必要に応じて提案すること。調査内容については、事前に県と協議の上、決定する。

- (ア) 売れ筋のオーガニック関連商品（有機 JAS 加工品、有機農産物を利用した加工品、農薬や化学肥料を使用せずに育てた農産物を使用した加工品（以下、同じ））
- (イ) 売れている商品の傾向（内容量・パッケージ・コンセプト等）
- (ウ) オーガニック関連商品と通常商品の価格差、販売数量
- (エ) 競合が多く、新規参入が困難な商品
- (オ) 今後、取引を希望するオーガニック関連商品（商品の種類、要望数量等）

②ヒアリング調査

ア 対象者

①のアンケート調査で調査対象品目の取引に積極的な小売事業者等
(20 事業者程度)

イ 調査内容

詳細な需要（マーケットニーズ）を把握するため、現地またはウェブ会議等でヒアリングすること。

(3) 県内食品製造事業者の実態調査

①アンケート調査

ア 対象者

県が指定する事業所（300 件程度）
(内訳の目安)

経済構造実態調査における食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業 250 件
加工に取り組む農業法人 50 件

イ 調査内容

以下(ア)～(キ)を基本とし、その他の内容も必要に応じて提案すること。調査内容については、事前に県と協議の上、決定する。

(ア) 取扱商品と主な原料（品目、調達先（県内・県外））

(イ) オーガニック関連商品の取扱い

(ウ) (イ)の出荷額

(エ) (イ)の商品の課題

(オ) オーガニック関連商品を新たに開発する意向

※意向があれば、具体的な商品の種類

(カ) (オ)で商品開発をする際の課題（原料確保、施設設備等）

(キ) 原料調達の希望

※生産者とのマッチングを図るために必要な原料の要望リストを作成すること

(4) レポート作成

(1)～(3)の調査結果を総合的に分析し、有望なマーケットニーズ（品目・商品の種類等）を明確にし、マーケットインの商品開発に向けた取組の方向性及び施策を提案すること。

(5) 調査結果報告会・商談会の開催

①参集範囲

県の関係部署のほか、次の事業者を対象とする。

- ・(2)の②でヒアリングした小売事業者等

- ・(2)の①の調査対象品目のオーガニック関連商品を取り扱っている県内食品製造事業者

※今後、オーガニック関連商品を開発する意向がある事業者含む

- ・そのほか、県が指定する関係者

②開催場所

宮崎市内※県の会議室の利用可

③開催時期

8月頃を想定しているが、詳細な日程は県と協議のうえ、決定すること。

④内容

- ・(2)のマーケットニーズ調査の結果報告
- ・県内の既存商品の紹介
- ・意見交換

5 成果品等

(1) 中間報告

① 報告内容

中間報告時点における上記4(1)～(4)に係る資料を提出すること。

② 提出期限

令和7年7月末日まで

③ 提出書類及び部数

- ・中間報告書（A4版でカラー印刷したもの）2部
- ・中間報告書の電子媒体一式(PDF形式及びWord又はPowerPoint形式)

(2) 最終報告書(成果品)

① 提出書類及び部数

- ・調査結果報告書（A4版でカラー印刷したもの）2部
- ・調査結果報告書の電子媒体一式(PDF形式及びWord又はPowerPoint形式)

② 提出期限

令和7年9月1日（月）まで

6 成果品の納入場所

宮崎県商工観光労働部企業振興課 食品・工業・情報産業担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

7 その他

- ・受託事業者は、県に定期的に事業の進捗報告や協議を行うこと。
- ・この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と受託事業者が協議して決定するものとする。

- ・ 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、県に帰属する。